

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成26年12月 1日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	武 知 浩 之
同	齋 藤 智 彦

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

保健福祉部 保健福祉政策課、子ども・子育て新制度準備室、社会福祉センター、保健センター、保険年金課、障害福祉課、介護・ながいき課、保護課、子育て支援課、親子ふれあいプラザ、子育て安心ステーション、保育課、保育所（内町、国府、北井上、論田、加茂名、昭和、大松、芝原、明善、丈六）

2 対象期間等

平成26年4月1日から8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成26年9月18日から11月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務については、契約の方法、手続、締結及び履行、財産管理事務については、公有財産の使用許可及び貸付け手続を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

保健福祉部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

## 改善・検討を要する事項（指摘事項）

### 1 収入事務

納入通知書において、納入期限の設定がされていないものがあった。

### 2 支出・契約事務

予算執行伺書において、決裁権者が適正でないものがあった。

物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。

支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。

物品購入、施設修繕において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。

契約書において、収入印紙が貼付されていないものがあった。

委託契約において、競争入札とすべきものがあった。

決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

### 3 財産管理事務

公有財産台帳（副本）が整理されていないものがあった。

普通財産の貸付けにおいて、年度当初に定めるべき貸付料の納入期日が定められていないものがあった。

普通財産の貸付けにおいて、評価額が把握されておらず、決裁権者が適正でないものがあった。

### 4 その他

出勤簿に押印のないものがあった。

旅行命令書（在勤地内旅行用）が作成されていないものがあった。

指定管理業務の基本協定書の締結に係る決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。